

社会的養護における職種別任用要件等

名称	要件等	根拠法令等	業務内容	業務内容
職員の一般的要件	児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第7条)		
児童指導員	任用資格(別紙)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第43条)	児童の心身の健全な成長とその自立を支援する。	<ul style="list-style-type: none"> 児童に対して安定した生活環境を整える。 生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整。(同左基準第44条、第45条) 各施設運営指針のとおり
小規模ユニットケア指導員	児童指導員+経験			各施設運営指針のとおり
心理療法担当職員 (乳児院、児童養護施設又は母子生活支援施設)	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第42条第4項) 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(局長通知)	虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等	1) 対象児童等に対する心理療法 2) 対象児童等に対する生活場面面接 3) 施設職員への助言及び指導 4) ケース会議への出席 5) その他
心理療法担当職員 (児童自立支援施設)	学校教育法の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者又は同法の規定による大学の学部で、心理学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者であって、個人及び集団心理療法の技術を有し、かつ、心理療法に関する一年以上の経験を有するものでなければならない。	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第80条第4項) 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について(局長通知)	虐待等による心的外傷等のため心理療法を必要とする児童等に遊戯療法、カウンセリング等の心理療法を実施し、安心感・安全感の再形成及び人間関係の修正等	1) 対象児童等に対する心理療法 2) 対象児童等に対する生活場面面接 3) 施設職員への助言及び指導 4) ケース会議への出席 5) その他
母子支援員	任用資格(別紙)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(第28条)	親子関係の再構築等及び退所後の生活の安定が図られるよう自立の促進	<ul style="list-style-type: none"> 個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談、助言及び指導並びに連絡調整
栄養士	栄養士資格 「栄養士」の名称を用いて栄養の指導に従事することを業とする者で、厚生労働大臣の指定した栄養士養成施設あるいは管理栄養士養成施設において2年以上栄養士としての必要な知識及び技能を修得し、都道府県知事の免許を受けたものを指す。	栄養士法	栄養管理	各施設運営指針のとおり
保育士	保育士資格 厚生労働大臣の指定する保育士を養成する学校その他の施設を卒業した者。	児童福祉法(第18条の6)	保育	各施設運営指針のとおり

名称	要件等	根拠法令等	業務内容	業務内容
看護師	看護師資格	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	医療的ケア（継続的な服薬管理、日常生活上の観察や体調把握、緊急時の対応等）	1) 対象児童の医療的ケア及び緊急時における対応等 2) 医師又は嘱託医との連携 3) 常備薬の管理及び与薬 4) 病欠児及び早退児の観察 5) 入所者の健康管理及び身体発達上の相談への対応 6) 対象児童の医療機関への受診及び行事への付添 7) 入所者の健康上の相談への対応 8) 感染予防 9) 緊急時における医療機関との連絡調整 10) その他医療的ケアのために必要な業務
医師	医師資格	医師法	医学的判断 治療・投薬	健康の維持 病気の治療
家庭支援専門相談員 （ファミリーソーシャルワーカー）	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者 児童養護施設等（里親を含む）において児童の養育に5年以上従事した者 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（児童福祉司資格）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第42条第2項） 家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	虐待等の家庭環境上の理由により入所している児童の保護者等に対し、児童相談所との密接な連携にもとに電話、面接等により児童の早期家庭復帰、里親委託等を可能とするための相談援助等の支援を行う。	1) 対象児童の早期家庭復帰のための保護者等に対する相談援助業務 ①保護者等への施設内又は保護者宅訪問による相談援助 ②保護者等への家庭復帰後における相談援助 2) 退所後の児童に対する継続的な相談援助 3) 里親委託の推進のための業務 ①里親希望家庭への相談援助 ②里親への委託後における相談援助 ③里親の新規開拓 4) 養子縁組の推進のための業務 ①養子縁組を希望する家庭への相談援助等 ②養子縁組の成立後における相談援助等 5) 地域の子育て家庭に対する育児不安の解消のための相談援助 6) 要保護児童の状況の把握や情報交換を行うための協議会への参画 7) 施設職員への指導・助言及びケース会議への出席 8) 児童相談所等関係機関との連絡・調整 9) その他業務の遂行に必要な業務
里親支援専門相談員 （里親支援ソーシャルワーカー）	社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者 児童福祉法第13条第2項各号のいずれかに該当する者（児童福祉司資格） 児童養護施設等（里親を含む）において児童の養育に5年以上従事した者 であって、里親制度への理解及びソーシャルワークの視点を有するもの	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	児童相談所の里親担当職員、里親委託等推進員、里親会等と連携して、(a) 所属施設の入所児童の里親委託の推進、(b) 退所児童のアフターケアとしての里親支援、 [○] 所属施設からの退所児童以外を含めた地域支援としての里親支援を行う。	1) 里親の新規開拓 2) 里親候補者の週末里親等の調整 3) 里親への研修 4) 里親委託の推進 5) 里親家庭への訪問及び電話相談 6) レスパイト・ケアの調整 7) 里親サロンの運営 8) 里親会の活動への参加奨励及び活動支援 9) アフターケアとしての相談
個別対応職員	（配置施設の規定のみで資格要件の記載なし） 児童養護施設、乳児院、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び母子生活支援施設	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	被虐待児等の個別の対応が必要な児童への1対1の対応、保護者への援助等	1) 被虐待児童等に個別の対応が必要とされる児童への個別面接 2) 当該児童への生活場面での1対1の対応 3) 当該児童の保護者への援助 4) その他
職業指導員	（配置施設の規定のみで資格要件の記載なし） 実習施設を設けて職業指導を行う児童養護施設または児童自立支援施設	家庭支援専門相談員、里親支援専門相談員、心理療法担当職員、個別対応職員、職業指導員及び医療的ケアを担当する職員の配置について（局長通知）	勤労の基礎的な能力及び態度を育て、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供、実習、講習等の支援により職業指導を行う。	1) 児童の職業選択のための相談、助言、情報の提供等 2) 実習、講習等による職業指導 3) 入所児童の就職の支援 4) 退所児童のアフターケアとしての就労及び自立に関する相談支援
児童自立支援専門員	任用資格（別紙）	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第83条）	児童の自立支援	・生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整。 （同左基準第44条、第45条）
児童生活支援員	児童生活支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 保育士の資格を有する者 二 社会福祉士の資格を有する者 三 三年以上児童自立支援事業に従事した者	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（第83条）	児童の生活支援	・生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整。 （同左基準第44条、第45条）
養子縁組里親・親族里親	必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行う。	里親制度の運用について（第10の4）	要保護児童の養育	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり

名称	要件等	根拠法令等	業務内容	業務内容
養育里親	養育里親研修 児童福祉論（講義） 養護原理（講義） 里親養育論（講義） 発達心理学（講義） 小児医学（講義） 里親養育援助技術（講義） 里親養育演習（講義・演習） 養育実習（実習）	里親制度の運用について（第10の1） 養育里親研修制度の運用について 児童福祉法施行規則第一条の三十四の厚生労働大臣が定める基準	要保護児童の養育	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
専門里親	養育里親として三年以上の委託児童の養育の経験を有すること。 等 専門里親研修を修了していること。 <2年ごとに更新> 専門里親研修 （養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目） 社会福祉概論（講義） 児童福祉論（講義） 地域福祉論（講義） 養護原理（講義） 里親養育論（講義） 発達臨床心理学（講義） 医学（児童精神医学を含む。） （講義） 社会福祉援助技術論（講義） （養育の内容及び方法の理解に関する科目） 児童虐待援助論（講義・演習） 思春期問題援助論（講義・演習） 家族援助論（講義・演習） 障害福祉援助論（講義・演習） 専門里親演習（講義・演習）	里親制度の運用について（第10の2） 専門里親研修制度の運用について 児童福祉法施行規則第一条の三十七第二号の厚生労働大臣が定める基準	要保護児童のうち、都道府県知事はその養育に関し特に支援が必要と認めた児童の養育	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
ファミリーホーム養育者	①養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ②養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者 ③児童養護施設等において児童の養育に3年以上従事した者 ④①～③までに準ずる者として都道府県知事が相当と認めた者 ⑤法第34条の20第1項各号の規定に該当しない者 里親に準じ、養育里親研修、専門里親研修を受講し、養育の質の向上を図るよう努めなければならない。	児童福祉法（第6条の3の⑧） 児童福祉法施行規則（第1条の9） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について（第7）	養育者の住居において、要保護児童の養育を行う。	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
ファミリーホーム補助者	里親に準じ、養育里親研修、専門里親研修を受講し、養育の質の向上を図るよう努めなければならない。	児童福祉法（第6条の3の⑧） 児童福祉法施行規則（第1条の9） 小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）の運営について（第7）	養育者の住居において、要保護児童の養育を行う。	里親及びファミリーホーム養育指針のとおり
小規模ユニット補助者				
補助職員（その他補助）			清掃、洗濯	清掃、洗濯
			食事場面で泣いている子どもを抱いてあやす 入浴時のタオル等の準備・片付け等	食事場面で泣いている子どもを抱いてあやす 入浴時のタオル等の準備・片付け等
調理員	調理師資格		調理	食事の提供 食の安全の確保
運転手	運転免許		自動車の運転	子ども等の送迎 乗車中、降車後の安全確保